

教育勅語（日本近現代史を読む 宮地正人監修）

教育の根本精神を天皇が定めようとする動きは「教學大旨」にはじまります。1879年（明治十二）八月、北陸・東海道巡行から帰った天皇は、教育にかんする方針としてこれを示し、仁義忠孝の精神を道德の基本とせよと指示しました。また、「小學条目」では、忠臣・義士・孝子・節婦の画像・写真を使って、幼少の時に「忠孝の大義」を「脳髓に感覚」させる必要があると指示しました。巡行に随行した側近たちの進言によったものと考えられます。天皇の意向をうけ、1881年（明治十四）には文部省が小学校教則綱領を定めて、終身と国史を重視する方針を示しました。また、小学校教員心得を出し、道德教育に力を入れて忠君愛国の精神を養うように指示しました。

憲法発布の翌1890年（明治二十三）、天皇自らが教育勅語を首相と文相に下付しました。忠孝を基本とする儒教的な徳目を掲げた勅語は、以後、天皇の肖像画の写真（御真影）とともに全国の学校に配布され、祝祭日ことに謹んで読み上げることが義務づけられました。入学式や卒業式でも同じように扱われるようになり、教育勅語は国民守るべきが絶対的な道德として強制されていきました。

こうして国民すべてが学ぶ学校教育では教育勅語、成年男子が入隊する軍隊では軍人勅諭が、天皇にたいする絶対服従の精神をうえつける聖典の役割になっていきました。

（教育勅語抜粋）

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ・・・

一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ

皇運ヲ扶翼スヘシ・・・」